

これまでの議論を踏まえた論点の再整理

令和2年7月10日 地域経済産業グループ 中小企業庁

第3回研究会までの議論

- 本研究会では、①地域の既存ハード等(商店街等)の利活用最適化、②スマート技術の地域での実装、③地域の人々の持続的発展(担い手/資金)という3つの検討視点毎に論点を示して議論を開始した。
- 第3回研究会までは、主に「①地域の既存ハード等(商店街等)の利活用最適化」に 関して集中的に議論を行い、商店街の3分類と、各分類における国と自治体の役割分 担、コロナ禍を踏まえた課題への対応等を内容とする「地域コミュニティにおける商業機能 の担い手である商店街に期待される新たな役割」を中間的に取りまとめた。
- 第3回研究会までの議論では、検討視点①に特化した議論もあったものの、「人材」をはじめとして、多くは検討視点①~③に共通する要素・課題についての議論であった。その結果、中間とりまとめにおいては、「継続して検討すべき課題」として、
 - ✓ 地域のコーディネート機能の不足(担い手としての「組織」と「人材」の課題)
 - ✓ IT化の遅れ(「人材」と「資金」の不足や、データ利活用の環境整備の遅れ)
 - ✓ 域外企業の地域への関与の不足・困難性 等

が明らかになった。

これを受け、第1回研究会で示した論点(検討視点①~③毎の論点)を、検討視点①~③に共通する論点として、再整理することが適当と考える。

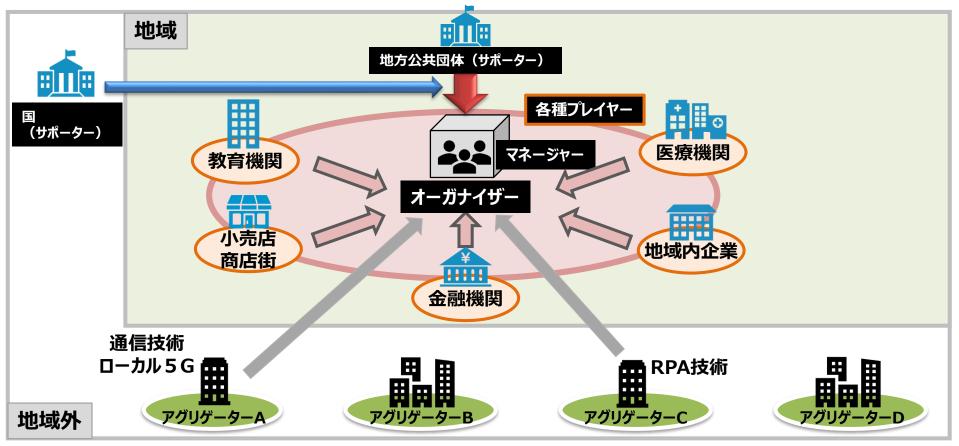
論点の再整理に向けた考え方

- 論点の再整理を行うに当たって、第3回研究会において、加戸委員から提案のあった 「MAP'S+O」という整理は非常に示唆に富んだもの。本研究会では、[MAP'S+O」を 以下のように解釈し、今後の議論のための論点を再整理することとしたい。
 - ✓ Manager (マネージャー): 地域の持続的発展に取り組む中核的な人材(地域内人材と地域外人材が連携する場合を含む)
 - ✓ Aggregator (アグリゲーター): 広域で複数の地域に、地域の持続的発展に資 する製品又はサービスを供給する地域外法人
 - ✓ <u>Player(プレイヤー)</u>: マネージャー及びオーガナイザーに対し、協力・連携する地域内外の法人(又は人材)
 - **S**ponsor/**S**upporter(スポンサー/サポーター。以下「サポーター」): 地域の持続的発展に取り組む人材・組織への**支援を行う地方公共団体又は国**
 - ✓ Organizer (オーガナイザー): マネージャーが所属する組織であり、アグリゲーター及びプレイヤーと連携する主体であり、サポーターの支援先である中核的な地域内法人
- ■「MAP'S+O」の中でも、中核的な要素は、オーガナイザーであると考えられることから、オーガナイザーを中心に論点を整理することとする。

地域の持続可能な発展のための各主体の関係性(望ましい形)

サポーター(地方公共団体)が選択・支援するオーガナイザー/マネージャーが、地域内の各プレイヤーの協力を得るとともに、アグリゲーターの製品やサービスを活用しながら、地域にとって必要な取組を持続可能(低コスト等)な形で行うことを目指すプロジェクトに対し、国が協調支援を行っていくことが望ましい形ではないか。

<イメージ図>



論点の再整理①

- オーガナイザーは、マネージャーが所属する組織であり、アグリゲーター及びプレイヤーと連携する主体であり、サポーターの支援先であって、地域課題の解決・地域の持続的発展のために機能し続ける必要あり。
- そのため、オーガナイザーは、地域内外の様々なステークホルダーとの利害調整を行い、 特定分野において、地方公共団体に代替し、地域全体をマネジメントできるガバナンス 機能を発揮できる必要があると考えられるが、そのためには、どういった法人形態が適当か。
- 株式会社(※1)、NPO法人(※2)、一般社団法人(※3)等、様々な法人形態が考えられるが、地域の特性や地域課題の内容・状況を踏まえ、また、サポーターである地方公共団体の支援の度合いも踏まえ、地域が、その地域に最も合う選択をすべきではないか。
 - (※1)第2回研究会でプレゼンテーションのあった「株式会社油津応援団」は、商店街を「地域の課題を解決する場所、ヒトが集積する場所」と捉えて運営する オーガナイザーだと言える。
 - (※2) 第1回研究会で石原委員から意見提出のあった「行政や企業等から仕事を任せられるためのNPO法人運営のガイドライン」に従った運営を行っているNPO法人は、オーガナイザーになり得る。
 - (※3)本日の第4回研究会のプレゼンテーションで言及される「一般社団法人スマートシティ会津」もオーガナイザーだと言える。

(参考) オーガナイザーになり得る法人形態の特徴

● 地域をオーガナイズし得る法人形態としては、以下が想定される。

| 名称 | 概要 設立に必要な人員、資金、期間、設立の容易さ | | 易さ | 根拠法 |
|--------------------------|--|--|-----------|------------------------------------|
| 株式会社 | ・事業によって得た利益を分配することを 目的としている営利組織。 ・金融機関からの借り入れ、融資や資金 調達も容易で経営安定化が見込まれる。 | ・取締役1名以上 ・設立に必要な財産は不要、手続き費用は24万円要する。 ・設立まで約2週間程度(公証人役場での定款認証の後、 登記を経て、設立) | Δ | 会社法 |
| NPO法人 (認定NPO 法人含む) | ・「町づくり推進」、「農山漁村、中山間地振興」等の特定非営利分野(20分野)に該当する幅広い活動を行う非営利組織。 | ・理事3名、監事1名、構成員10名 ・設立に必要な財産は不要。手続き費用はかからない。 ・設立まで約半年(所管庁認可ののち、登記を経て設立) | | 特定非営利 活動促進 (NPO)法 |
| 一般社団法人 | 活動が可能な非営利組織。 ・設立まで約3週間程度(公証人役場での定款認証の後、登記を経て、設立) ・行政庁の監督がなく、目的や事業に制・代表理事3名、監事1名、評議員3名の7名以上、構成員1名 | | Δ | 一般社団法 人及び一般 |
| 一般財団法人 | | | \approx | 財団法人に関する法律 |
| 認可地縁団体 | ・自治会、町内会等の地域社会全般の維持を目的とし、地域の共同活動を行うもので、地域住民による非営利組織。 | ・代表者1名必須。 ・不動産等の財産を保有し、区域限定、共同活動の実施、規約の存在等の地方自治法に定められた要件が必要。 ・市町村長の認可ののち設立 | 0 | 地方自治法 第260条の 2 (地縁に よる団体) |

[※]公益社団法人や公益財団法人は、一般社団法人や一般財団法人の設立の後で、行政庁からの公益認定を経る必要がある(公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律)。

^{※「}設立の容易さ」は、令和元年度「地域運営組織の活動状況におけるアンケート調査結果(総務省)」の「実行機能を有する4,929組織への組織形態に関する質問」に対する結果より、株式会社(0.2%)、NPO法人(4.6%)、一般社団法人(0.7%)、一般財団法人(0%)、認可地縁団体(1.5%)の割合で存在していることから、事務局で分かりやすく記号化したもの。

(参考) 地方制度調査会での検討

 総務省の、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方 行政体制のあり方等に関する答申(令和2年6月26日)」より、本研究会と関連 ある部分を抜粋。

第3 公共私の連携

1 基本的な考え方

(1)多様な主体の参画による持続可能な地域社会の形成

~略~

地域社会においては、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等、多様な主体によって、住民が快適で安心な暮らしを営んでいくために必要なサービス提供や課題解決がなされているが、今後は、これまで、主として家庭や市場、行政が担ってきた様々な機能について、これらの主体が、組織の枠を越えて、サービス提供や課題解決の担い手としてより一層関わっていくことが必要である。 ~略~

2 公共私の連携・協働の基盤構築

(1) 連携・協働のプラットフォームの構築

多様な主体の連携・協働によって、快適で安心な暮らしを営んでいけるような地域社会を形成していくため、市町村は、行政サービス提供の役割を担うとともに、これらの主体をネットワーク化した上で、それぞれの強みが活かされ、弱みが補われるようにし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために必要な取組を進められるようにすることによって、積極的にプラットフォームを構築していく役割を担うことが期待される。 ~略~

このようなプラットフォームは、地域の実情に応じ、自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるものであり、また、<u>地域社会の様々な</u> 主体に対して開かれた取組であることが重要である。そこでは、<u>それぞれの主体の活動の自主性・自立性が十分に尊重されるべき</u>である。

3 共助の担い手の活動基盤の強化

(1) 地縁法人制度の再構築

コミュニティ組織は、その目的や活動実態等を踏まえ、事業展開に対応して、**最適な組織形態を選択し、**活動を発展させていくことが期待される。多くは法人格を有しない任意団体であるものの、様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするなどの観点から、<u>法人格の</u>取得は、持続的な活動基盤を整える上で有用な方策の1つである。非営利目的の社団法人の一般制度としては、一般社団法人が設けられており、設立目的や社員資格について法律上の制限はない。 ~略~

出典:2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申より

論点の再整理②

- 一方、オーガナイザーが如何なる法人形態を選択するとしても、地域課題の解決・地域の持続的発展のために機能し続けるためには、地域住民や地域のステークホルダーから信頼される組織であることが不可欠。
- 信頼される組織であり続けるためには、「透明性」等の一定のルール(※)が必要ではないか。また、その規律は、どの法人形態であろうとも共通であるべきではないか。
 - (※) 英米では、社会的事業の実施主体についての法人制度等の仕組みが存在し、その仕組みにおいて、例えば、「コミュニティへの利益還元等に関する毎年の事業報告書等作成・提出義務」、「配当制限」、「残余財産分配制限」等が課されている。

Community Interest Company (CIC) (英)

- 会社法(2006年)、CAICE(Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise))法(2004年制定)及びCIC規則 (2005年制定)に準拠する制度。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 設立時、コミュニティの利益に資する主体か否かのCIC規制官による事前 審査の基準として、Community Interest Test (①設立目的、②活動内容、③その活動の受益者、の観点での社会性認証)が存在。
- 配当制限(利益の35%が上限)や残余財産分配制限(各社員の払 込金額が上限)等が存在。
- コミュニティへの利益還元等について、毎年、事業報告書等の作成・会社 登記局への提出が義務付けられている。
- 法人登記数は11,862社(2016年2月現在)。

benefit corporation, B-corp (米)

- 2006年に確立された非営利団体であるBラボによる社会的企業(B-corp)の認証システムを契機として、2010年以降、各州でBenefit Corporationの制定法を導入。
- 資金調達、ブランドイメージ向上のメリット有。
- 公共的利益の定款上の明記が必要。
- 年次利益報告書の開示等を通じ、第三者基準による企業目的・パフォーマンスの評価。
- 社会的利益取締役(独立性を有し、公共的利益の実現の評価、年次利益報告書の作成等を行う取締役)の設置。
- ◆ 社会的利益強制手続(株主等による公共的利益の実現を求める訴訟 提起)の確保。
- Bラボによる認証を受けたB-corpは1,659社、47か国にわたる(2016年3月末現在)。

(出典):地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会報告書について(経済産業省)より

(参考) 一般社団法人かわかみらいふ

- 第3回研究会の意見交換時に栗山委員から説明のあった「(一社)かわかみらいふ」も オーガナイザーだと考えられる。
- 同法人は、人口減少の著しい地域において、地域にとって必要不可欠な、移動スーパー 事業・宅配事業、看護師・歯科衛生士が移動スーパーに同行するコミュニティナース事業、ガソリンスタンド事業を実施。
- 理事長 = 村民、副理事長 = 村長という体制の下、毎年度、活動報告書を公表すること等により、村民との信頼関係を構築。







論点の再整理③

- オーガナイザーが、地域課題の解決・地域の持続的発展のために機能し続けるためには、 サポーターである地方公共団体の支援(オーガナイザーに行政機能を一部代替させると いう選択を含む)が不可欠と考えられる。
- 中間とりまとめにおいては、商店街支援に関して、地域の主体的選択に対し、地方公共 団体と国が役割分担をしながら、相乗効果を発揮する形で支援していくことが必要とされたが、これは、商店街以外にも当てはまるのではないか。
- したがって、地域課題の解決・地域の持続的発展のための**国の支援は、地方公共団体** が選択・支援するオーガナイザーに対して、向けられるべきではないか。

3.3 地方公共団体と国による支援の在り方

~略~

- 多くの地方公共団体が、厳しい財政事情や職員数の減少等に直面する中にあって、民間の主体である商店街や中心市街地が、様々な 社会課題への対応機能を担うこと(民の公共)は、それらの地方公共団体にとって有益である。これから人口減少が一層進んでいく地方 公共団体は、商店街が「民の公共」の担い手であることを認識し、自らの役割を分担する商店街の取組への支援を、早急かつ抜本的に拡 充すべきである。
- <u>地方公共団体には、</u>商店街は、本来自らが担うべき役割・機能の一旦を担ってくれる「パートナー」であることを認識し、<u>商店街の取組への支援のメインプレーヤーとなることが求められる。</u>
- 一方、**国は、**広域的な視点、経済社会全体の大きな変化への対応等の観点から、**地方公共団体と協調して、商店街による地域の暮らし** を支える取組を支援することが必要である。
- 地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために商店街が目指す方向性については、地方公共団体及び商店街の関係者が中心となり、 地域の人口規模や周辺(生活圏)の人口分布、推移等も勘案しながら、「地域が主体的に選択」する。 その上で、「地域の実情を踏まえ、住民の暮らしを支える視点」と、「広域的な視点、経済社会全体の大きな変化への対応の視点」の両面から、地方公共団体と国が役割分担しながら、相乗効果を発揮する形で支援していくことが必要である。その際には、それらの効果を測るため、地域の住民やコミュニティのニーズを踏まえた新たなKPIを設定することも検討すべきである。

(出典):地域コミュニティにおける商業機能の担い手である商店街に期待される新たな役割 中間とりまとめ より

論点の再整理4

- 人口減少・少子高齢化が進む地域において、地方公共団体の選択・支援を受けるオーガナイザーに対して国が支援を行うだけで、地域課題の解決・地域の持続的発展が実現するとは考え難い。
- ◆ 特に、中間とりまとめにおいて明らかになった、地域における「IT化の遅れ(「人材」と「資金」の不足や、データ利活用の環境整備の遅れ)」という課題に対しては、アグリゲーター(デジタル・アグリゲーター)による、製品又はサービスの供給が不可欠ではないか。
- ついては、オーガナイザーに対する国の支援は、デジタル・アグリゲーターと協働するプロジェクトに対する支援であることが適当ではないか。
- さらに、一地方公共団体(基礎自治体)単位でのプロジェクトは、「初期コストが過大で導入できない」可能性もあることから、**複数地方公共団体による広域でのプロジェクト** により、一地方公共団体当たりのコストを引き下げることが、より望ましいのではないか。

<市町村ごとの実在するサービスの活用状況> (大) — 市町村の人口規模 -~実際にはほとんど自治体はサービスを活用していない~ 58, RPAを活用した窓口業務の自動化・効率化サービス 14効率的 生産性 なサービ 59, ICT活用による住民利便性向上支援サービス 革命の ス提供 60, 複数業務の集約による一括受託サービス ニーズの 進展 高まり 61, その他事業の受託サービス(ごみ収集等)

自治体による活用事例)○:存在しない 、●:存在し活用されている

(参考) UiPath社の取組

- 長谷川委員のUiPath社では、同社が保有するRPAやAI技術を活用し、感染拡大防止や、生産性向上による経済活動の迅速な回復を目指す取り組みを促進する連携協定を内閣官房と締結。
- UiPath社は、サービスを広域的に提供するアグリゲーターと言えるのではないか。

UiPath社と内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室は、本協定締結に際し、次の事項を相互に確認しました。

- (1)新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、安全で安心な国民生活に甚大な影響を与え得る我が国における目下の最大の 脅威であり、感染拡大を防止するために多岐にわたる対策を検討及び実施する緊急かつ非常の必要が生じていること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が日本の経済社会に甚大な影響を及ぼしつつあることに鑑み、その影響を最小限に食い止め、早期の回復を図るための種々の対策を実施する緊急の必要が生じていること
- (3) **幅広くRPA及びAI等の技術を活用する**ことにより、次のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び**コロナの時代の** 新たな日常における新しい働き方のスタイルによる生産性向上を通じた日本経済の発展に多大な貢献をすることが期待 されていること
 - (ア) <u>公的機関、民間事業者等を問わず、人手による手作業を自動化し、</u>迅速かつ正確な処理を実現しつつ、働く人の負担を軽減し、職場でのクラスターの発生を防止する
 - (イ) 事業所で実施せざるを得ない業務の**ロボット等への代替により、テレワークの範囲を広げ、**在宅勤務や時差出勤を促進し、出勤頻度の抑制を図る
 - (ウ) <u>コロナの時代の新たな日常においても、効果的なテレワークやローテーション勤務等の新しい働き方のスタイルを推進して、人々に多様な働き方を提供すると同時に、地方での就業及び活性化を図り、日本経済の迅速かつ力強い回復に</u>寄与する

出典:UiPath社が内閣官房と新型コロナウイルス感染症関連対策に関するロボティック・プロセス・オートメーション(RPA)及びAI等の活用のための共同取組に関する協定を締結(2020年5月20日) プレスリリース より

(参考) 地方制度調査会や民間シンクタンクの試算

- 総務省の、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方 行政体制のあり方等に関する答申」より、本研究会と関連ある部分を抜粋。
- また、三菱総合研究所の「未来構想2050」では、行政機能のデジタル化により、6.6兆 円の削減効果が見込まれると試算している。

第4 地方公共団体の広域連携

- 1 広域連携による基礎自治体の行政サービス提供
- (1) 基本的な考え方

2040年頃にかけて生じる変化・課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で地域において住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるようにするためには、地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となる。 ~略~

広域連携により行政サービスが安定的に提供されていることは、行政区域を越えて活動している企業等の経済活動の基盤となり、新たな産業や雇用の場の創出など、地域経済の活性化にも資することになる。 \sim 略 \sim

- 2 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応
- (2) 都道府県の区域を越えた行政課題への対応の方向性

~略~

その他の地域においても、都道府県の区域を越えて広がる共通の行政課題に対し、都道府県が自主性を発揮しつつ協力関係を一層緊密にして対応することが求められる。都道府県の区域を越えた連携に当たり、課題への対応に資する場合には、民間団体との連携も図っていく必要がある。

出典:2040年頃から逆算し顕在化する諸課題等に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申 より

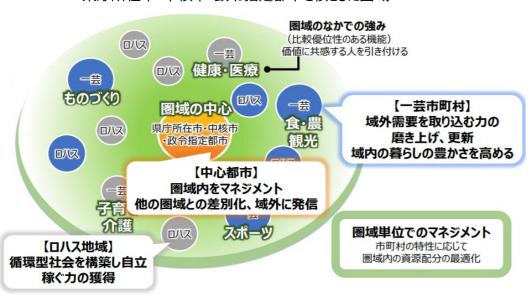
| 項目 | 施策 | 試算の前提・シナリオ | 財政収支への効果(2050年) |
|------------|------------|---|-----------------|
| 行政の 効率化 | 行政機能のデジタル化 | 政府目標を参考に2050年にかけて行政コストの2割程度(デジタル化の効果を公務員人件費ベースで評価)を削減 | 6.6兆円 |

出典:未来構想2050(三菱総合研究所)より

(参考) 未来構想2050

- 民間シンクタンクの取りまとめた「未来構想2050」によると、「中核市等を核としたいくつかの市町村が集まった圏域を単位に地域のマネジメントを考えていくことが必要」とある。
- また、各種データが連携する「都市OS」の基盤整備を通じて、行政サービスや民間企業のサービスが提供される。

図表 II -4-4 中核市等を中心とする圏域で地域をマネジメント 県庁所在市・中核市・政令指定都市を核とした圏域



図表 II -4-6: デジタル×フィジカルで各分野がつながる 産業、暮らし、地域マネジメントの各分野とデータ連携基盤

産業

● 地域資源の活用

ロハス地域では林業でデジタル技術 を導入し、森林管理・需給マッチング に活用。地域資源を稼げる財とすると ともに、循環型社会の構築に貢献。

● プラットフォームを活用し海外進出

一芸市町村では圏域内でサービス展開していた企業が国際的なプラット フォームを利用する事業者が登場。 圏域外・海外にも価値提供。

集積とデジタル技術によりイノベーション創出

圏域・地域ブロックの中心都市には 知識集約型サービス業が集積。フィ ジカルでの企業間交流に加え、デジタ ル技術を用いた世界とのコミュニケー ションによりイノベーションを創出。

暮らし

オンラインによる在宅での生活

テレワーク(職場)、オンラインショッピン グ質い物)、オンライン講座(教育)、 遠隔診断(医療)などにより在宅で生 活の大半が可能に。地域コミュニティ に費やす時間が拡大。

身近なところに小さな拠点が点在

コワーキングスペース、学習スペースなどが身近なところに点在。新たなコミュニティの形成も。

重厚な拠点は中心都市に

圏域・地域ブロックの中心都市に本社や魅力的な体験型・滞在型施設、大学などが集積。圏域内外、地域ブロック内外からも関係人口を取り込み、フィジカルな娯楽や知的交流を楽しむ場として機能。

地域マネジメント

● デジタル技術による施設・設備の運 用管理

企業と連携して、圏域内の各市町村 が保有する施設・設備を一体的に運 用管理し、効率向上。メンテナンスコ スト削減も。

防災・減災へのデジタル技術活用

河川・道路・橋梁・山林等の状況を 把握し、災害の予測に活用。

成長戦略による資源配分

中心都市は成長戦略を策定し、資源配分を最適化。

データ連携基盤(都市OS)

分野ごとに多層的につながることに よって圏域・地域ブロックを形成。

※都市OS:さまざまなデータを分野横断的に収集・整理し提供するためのデジタル・インフラ。 このインフラを介して、行政サービスや民間企業のサービスなどが提供される。

※ロハス地域:外から稼ぐ力が不足している市町村。行政コストの削減や、遊休資産の有効活用(シェアリング)などによるコストの低減を積極的に進めること

が重要。コミュニティが行政に代わって行う業務も出てくるとみられるほか、シェアリングによる生活コストの低減にも携わる可能性あり。

※一芸市町村:地域の様々な資源を活用して圏域外からお金を稼ぐ力を持つ市町村

出典:未来構想2050(三菱総合研究所)66、68頁より

論点の再整理(5)

- 中間とりまとめでは、「域外企業の地域への関与の不足・困難性といった課題」も明らかになった。
- 第1回研究会の永島委員の意見書には、地域課題の解決のために、「多くの地域事業者への啓蒙と継続的な対話が必要ですが、多大な労力と時間を要し、アグリゲーターの自己努力だけでは限界がある」や「一定の品質を持つアグリゲーターに対する国の認定制度なども有効ではないか」との記載がある。
- 地域のオーガナイザーが、デジタル・アグリゲーターと協働していくためには、アグリゲーター側の「一定の品質」として、例えば、地域に対する「透明性」確保や持続的な製品又は サービス供給に対するコミットメント等が考えられるのではないか。
- ●また、この点に関して、「国の認定制度」の是否を含めた在り方についても検討すべきではないか。

| | マルロ トー のたいた 000 5 | | | |
|---|---|---|--|--|
| | 産業視点での制約・問題 | 具体例 | | |
| • | ● 自治体のニーズや事業者活用に熱心な自 治体の情報が不足しており、どのように参入 したらよいか分からない | ・活用意思やケイパビリティ―が高い自治体に関する情報が不足・自治体側のニーズを把握できていない | | |
| | 公共性の高いサービスならではのユーザーの 不安や懸念をどのように解消したらよいのか 分からない | ・事業者のサイバーセキュリティーに対して懸念があり情報・データの提供が進まない。・個人情報の取り扱い方針に懸念があり情報・データの提供が進まない・シェアリングサービスにユーザーが不安感を有しており利用が進まない | | |
| | ● 持続可能なビジネスモデルを構築するケイパ ビリティ―を持った人材がいない | ・サービス単体での収益化・規模確保の道筋が描けていない・ユーザーや事業者に対して認知度や利用率向上の打ち手が打ててない | | |

論点の再整理⑥

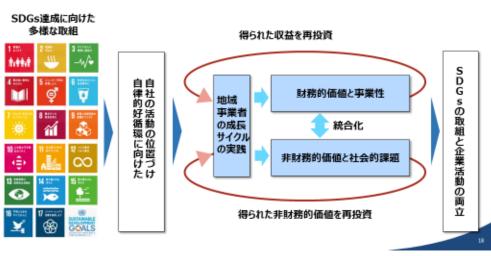
- 仮に、国がオーガナイザーとデジタル・アグリゲーターとが協働するプロジェクトに対する支援を行う場合であっても、支援し続けることは困難であり不適当ではないか。
- 地域の持続可能な発展のためには(プロジェクトを地域の自立的な取組へと進化させていくためには)、地域における重要なプレイヤーである地域金融機関の協力(資金支援)が不可欠ではないか。
- その際、プロジェクトの経済性のみならず、社会性にも着目することにより(社会的意義を定量化することにより)地域金融機関の資金支援をはじめとする地域内外のプレイヤーの協力・連携を深めることができないか。

■地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環形成の全体像

地域課題の発掘 地域牽引企業、GNT(グローバルニッチトップ)発展 ビジネス本業での地方活性化取組 ·地域雇用 ·域外資金獲得 ・ICT活用公共サービス・ドローン宅配・AI、IoT活用 見える化の推進 ソーシャルビジネス・ソーシャルベンチャー等 ・グリーンインフラ・建築・ヘルスケア(保険)、信託等 Society5.0の地域実装 関係会社・ 官民連携 サプライチェーン支援 地方公共団体 地域事業者 【行政効率化・公共サービス高度化】 律的好循環 ·SIB(ソーシャルインパクトポンド) (資金の還流と再投資) 金融機関によるSDGsを考慮した金融支援 (コンサルティング等、非金融サービス含む) 機関投資家 公的資金 民間資金

■地域事業者の成長サイクル実現とSDGs達成の両立

○SDGs達成に向けた事業活動は、財務的価値(収益等)と非財務的価値(人材・技術・企業ブランド等)を創出。 ○得られた財務的価値と非財務的価値を再投資することで、地域事業者の成長サイクル実現とSDGs達成を両立。



15

論点の再整理⑦

- 第3回研究会までの議論において、委員から最も多くご意見を頂いたのは、「人材」に関するもの。人材については、「マネージャー」と「プレイヤー」に分けて考えることが適当であるが、人口減少が著しい地域において、地域内だけでマネージャー人材とプレイヤー人材を確保することは困難ではないか(地域外人材の活用が不可欠ではないか)。
- マネージャー(地域外)に関し、既に地域側で活用可能な様々な施策が存在するものの、それら施策を有効活用し、成果を出すためには、サポーターである地方公共団体が、マネージャーが活躍できる環境整備をすることが重要になってくるのではないか。
- 例えば、油津応援団の取組に関し、日南市が整えた「バディ制度」が、1つの参考になるのではないか。

(地域による地域外人材の活用例)

例:地域活性化伝道師

地域の成長力強化・雇用創出に貢献することを担う地域人材に対し、リーダー育成やスキルアップ研修、経営や広報等のノウハウ伝授、マーケティングや販路拡大等を支援していく。

(日南市と外部人材の取り組み)

- 日南市崎田市長が、日南市に移住 することを条件に外部人材を募集。
- 全国公募による333人の中から木 藤さん、民間会社からのヘッドハン ティングで田鹿さんを選定。
- 2人は、地域住民の目線に立つことを意識し、バディ役の市役所職員とともに、それぞれの強みを生かした連携により、地域課題の解決や地域活性化を実現。
- 日南市へのIT企業誘致の際は、日 南市長が自らアピールを実施し、IT 企業13社の誘致に成功。
- また、外部人材が行政に加わったことで、行政内の部署間連携も促進。



日南市長(自治体トップ)自らが、リーダーシップを発揮し、外部人材への取り組みを理解するとともに、外部人材が 地域での活動しやすい環境づくりを事前に行ったことが、成功の要因

論点の再整理®

- プレイヤー(地域外)に関しても、既に地域側で活用可能な様々な施策が存在するが、 これらの施策には、ウィズコロナ/アフターコロナの視点がないのではないか。
- ウィズコロナ/アフターコロナの視点を考慮すれば、例えば、都市部の大手企業の社員が、副業(複業)・兼業という形及びリモートワークという形で、プロジェクトに参画するということも考えられるのではないか。
- このような取組は既に行われているものの、国として、さらに、後押し・加速化していくべきではないか。

定住するケース

例:地域おこし協力隊

地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱され、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移し、地域協力活動を行うもの。

定住しないケース

例:逆参勤交代(松田智生主任研究員) 「今後の共助による地域づくりのあり方検討会」第3回資料より抜粋 逆参勤交代構想とは、

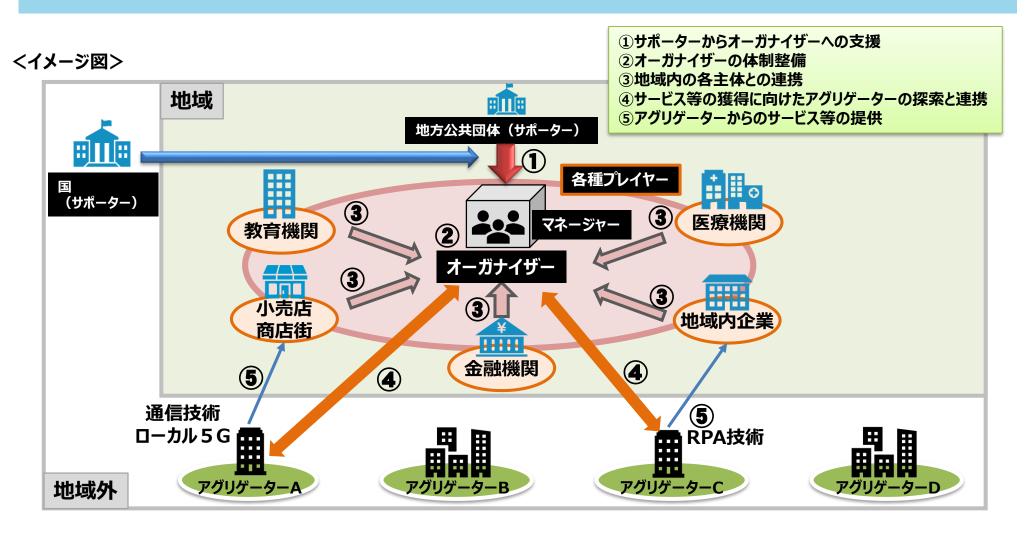
- 都市圏の大企業社員の地方での期間限定型リモートワーク
- 週に数日は本業、週に数日は地域のために働く
- 江戸の参勤交代:藩邸、街道、宿場町、新たな文化交流
- 平成の逆参勤交代:地方にオフィス、住宅、担い手増加 ⇒「新たな人の流れを創る人の共助」
- 長期滞在や完全移住は困難
- 期間限定型リモートワークは可能
- 今進みつつあるリモートワークを一部のIT企業だけでなく、社会的なムーブメントに

例:認定NPO法人 サービスグラント

首都圏企業に勤務する社員が、社会的・公共的な目的のために、職業上のスキルや専門知識を活かしたボランティア活動(プロボノ活動)を通じた支援の取り組み。

望ましい関係性の構築に向けて

地域内外の様々な主体が、自然発生的に望ましい関係性を構築することは考えにくい。 望ましい関係性を構築していくためには、まずは、サポーターである地方公共団体の意思・覚悟に基づく取組(各主体との利害調整や交渉を含む)が必要ではないか。



論点の再整理9

- 地域の持続可能な発展に向けた政策の在り方を検討するに当たっては、今般の新型コロナウイルス感染症のまん延のような不測の事態への備えも必要ではないか。
- 例えば、不測の事態により、オーガナイザーやアグリゲーターの経営に著しい悪影響が及ぶような場合における、オーガナイザーやアグリゲーターへの支援を検討する必要があるのではないか。

中小企業向け資本性資金供給·資本増強支援事業 (令和2年度第2次補正予算額 1兆2,442億円)

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫(危機対応融 資)が、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還 の資本性劣後ローンを供給。

- (i)資本性劣後ローン:金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。主な貸付条件(日本公庫中小、商工中金の例)
- 貸付限度:最大7.2億円(別枠)
- 貸付期間:5年1ヶ月、10年、20年(期限一括 償還)
- 貸付金利:当初3年間一律0.5%、4年目以降 直近決算の業績が赤字0.5%、黒字2.6%又は 2.95%

危機対応融資及び資本性劣後ローン (中堅・大企業向け) 【令和2年度第2次補正予算額 8,905億円】

財務基盤が悪化している事業者に対して、資本性劣後ローンを供給。

- (i)危機対応融資
- (ii)資本性劣後ローン

将来成長の可能性が十分にある、地域経済にとって重要な事業者等に対して、資本性のある劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促す(中堅企業は当初3年間原則 ▲ 0.5%の利下げ)。